

令和6年度千葉県国民健康保険特別会計の決算剰余金の取扱いについて

1. 令和6年度決算剰余金の内訳

決算剰余金 約161億円 … ①

うち、・国庫負担金等返還金（令和7年度に返還） 約31.8億円（見込み）… ②

・令和7年度納付金減算額 約12.4億円 … ③

→ 国庫負担金等返還金等を除いた、納付金の減算及び財政安定化基金の財政調整事業分への積立
が可能な額：約116億円 … ① - ② - ③

2. 令和6年度決算剰余金の取扱い方針

子ども・子育て支援金分の負担を緩和し、納付金上昇の平準化を図る。

決算剰余金の残金 約116億円のうち、

・令和8年度納付金減算額 約40億円

・財政安定化基金の財政調整事業分 約76億円

として活用、積み立てることとしたい。

ただし、令和8年度の納付金額を算定した結果、令和7年度と比べて著しく一人当たり納付金額が増加する場合や、令和7年度の県国保特別会計の収支不足が見込まれた場合等は、必要に応じて決算剰余金の取扱いについて再検討することとする。